

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和8年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法、八戸市介護保険条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルは以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ②被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 ③介護給付、予防給付、市町村特別給付又は介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業支給費の支給に関する事務 ④要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑨保険給付の支払の一時差止に関する事務 ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑪地域支援事業に関する事務 ⑫地域支援事業及び委託における介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務 ⑬保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	①介護保険システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
①介護資格関係情報ファイル ②介護保険料関係情報ファイル ③介護給付関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) ○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(6、27、38、70、116、137、145、158の項) (情報照会の根拠) ○第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(131、132の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八戸市 福祉部 介護保険課 管理グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5552
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、下記の対策を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力時の複数人での確認。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管文書及び廃棄文書について、施錠できるキャビネットに保管することの徹底。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護保険システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民健康部 介護保険課	健康部 介護保険課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒031－8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 総務部 総務情報管理室 情報公開グループ 0178－43－2111	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031－8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178－43－2111 内線3011	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒031－8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 市民健康部 介護保険課 管理グループ 0178－43－2111	八戸市 健康部 介護保険課 管理グループ 〒031－8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178－43－2111 内線5552	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年9月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) ○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(5、22、43、81、88、97、109、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) ○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(5、17、22、43、81、88、97、106、109、120の項)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	前田 美智子	佐々木 勝弘	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	佐々木 勝弘	夏坂 一史	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	様式変更	評価書様式変更に伴い、新様式に内容転記	評価書様式変更に伴い、新様式に内容転記 IVリスク対策を作成	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	5年経過前の評価再実施に伴い、評価書全体を見直し	業務や取り扱いに関する変更なし		事前	
令和2年4月1日	機構改革による部名変更を反映 I-5-① 評価実施機関における担当部署 I-8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	健康部	市民防災部	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	所属長名を削除 I-5-① 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	課長 夏坂 一史	課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	I-2-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	機構改革による所属部変更を反映 I-5-① 評価実施機関における担当部署 I-8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	市民防災部	福祉部	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	様式変更、番号法関連省令の改正による変更、並びに5経過前の評価再実施に伴い評価書全体を見直し	各項目の内容は事項以降(変更日が令和7年4月1日のもの)を参照	各項目の内容は事項以降(変更日が令和7年4月1日のもの)を参照		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ②被保険者証又は認定証に関する事務 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ④要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る 事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る 事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査 又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑨保険給付の支払の一時差止に関する事務 ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑪保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務	①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ②被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 ③介護給付、予防給付、市町村特別給付又は介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業支給費の支給に関する事務 ④要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑨保険給付の支払の一時差止に関する事務 ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑪地域支援事業に関する事務 ⑫地域支援事業及び委託における介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務 ⑬保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	番号法第9条第1項 別表100の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) ○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(5、17、22、43、81、88、97、106、109、120の項) ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項) (別表第二における情報照会の根拠) ○第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(93、94の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第2、3、6、19、25、30、32、33、43、44、47条 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第46、47条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) ○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、 第四欄(利用特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護 保険法が規定されている項(6、27、38、70、116、137、145、158の項) (情報照会の根拠) ○第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(131、132の項)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	II しきち値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	II しきち値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	新設	(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠) マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、下記の対策を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力時の複数人での確認。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管文書及び廃棄文書について、施錠できるキャビネットに保管することの徹底。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	新設	(最も優先度が高いと考えられる対策) 2) 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策 (当該対策は十分か【再掲】) 十分である (判断の根拠) 介護保険システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和7年3月31日時点	令和8年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年3月31日時点	令和8年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない